

自治会まちづくりミーティング（要旨）

- 1 自治会等の名称 川島自治会連合会
- 2 日 時 令和5年6月29日（木）19時00分～20時30分
- 3 場 所 川島ライフデザインセンター 集会室
- 4 出席者 自治会長等 32名
市長・都市計画課長ほか
- 5 内 容 ① 連合会長あいさつ
② 市長あいさつ
③ 提言による懇談
④ 市政の説明（市長）
⑤ 連合会長まとめのことは
⑥ 市長まとめのことは
- 6 提 言 （1）ごんぼ積み地区の風景形成基準の見直し
（2）車道幅員の拡張（県道178号線沿い）
（3）川島憩いの広場の再整備

提言（1） ごんぼ積み地区の風景形成基準の見直し ＜北山町自治会長＞

重点風景地区「ごんぼ積み地区」の風景形成基準2012各務原により説明。

1. 歴史

- ①木曽川の大洪水の氾濫による水害の歴史があり、対策として「ごんぼ積み」と呼ばれる石積が生まれました。
- ②「ごんぼ積み」について説明。

2. 現状

現在も「ごんぼ積み」が多く残り、この石積に挟まれるように細い路地が巡り集落景観を形成、最近では河川改修が進み水害の心配が少なくなり、家屋の建替え等でごんぼ積み家屋は減りつつあります。

3. 重点風景地区と風景形成基準について

- ・堤防や橋からの眺めに配慮して指定されています。
 - ・対象区域は広い範囲に及び「ごんぼ積み」のない地域も含まれています。
 - ・家屋の建替え等でごんぼ積み家屋は減りつつあります。→保全のために建築行為を制限。
- ①高さ ②屋根 ③色彩 ④ごんぼ積み ⑤垣・棚 ⑥緑化 ⑦設備 ⑧広告物
⑨自動販売機

4. 風景形成基準の詳細について

川島小網地区より 10m も低い土地なのに高さ制限があり、屋根形状や外装色彩の制限も自由な発想を阻害しています。昔から木曽川の遊水池と言われる北山西には未だに堤防が整備されていないため、大洪水時には堤防のない川下の場所から浸水してきます。（2020.7.1 洪水）

もともと細い路地は、救急車や消防車が通れない、自動車で生活物資が運べなく、急勾配の石段は不安全などの問題があります。

昔は命を守った石垣も今では重荷です。このまま地域住民の生活向上や自由を優先できない状況が続くと、若者が住み着かない「ごんぼ積み」の石垣だけが残る町になってしまう懸念があります。

地域住民の生命の安全と生活の利便性を守るため、条例の廃止または縮小などの見直しをお願いします。

<市長>

各務原市では、木曽川とともに歴史を紡いできた「ごんぼ積み」の街並みは、市の重要な景観資源であると考えています。このため、これまで平成 16 年から平成 24 年にかけて、地元の皆様方とワークショップを重ね、様々な意見の集約やまちの課題整理を行い、説明会を開催し、皆様方の合意を得るにいたりしました。

その中で、当地区のまちづくりを進める上で、「市がやるべきこと」「地元の皆様方がやるべきこと、お願いすること」をとりまとめました。

市では、当地区の浸水被害を軽減させるため、平成 28 年度から平成 30 年度に公共水道雨水事業において、木曽川への放流口から上流に向かって、延長 950m の区間におきまして、北山雨水幹線の整備を行ってまいりました。また、当地区の消防活動困難区域を解消するため、平成 26 年度から平成 30 年度に、道路幅 9m、延長 240m の東西幹線道路を整備いたしました。その他、ごんぼのまちなみ散策整備として、案内板の設置やカラー舗装を実施してまいりました。

次に「地元の皆様方がやるべきこと、お願いすること」ですが、重要風景地区内において、日照を守るための「高さ制限（13m）」や調和のとれたまち並みとなる「色彩」「勾配屋根」などの基準を設けております。これまでの地域の皆様のご協力により、住みやすい住環境になってきていると考えています。

なお、この基準において、ごんぼ積みの保存は努力義務としています。

家屋の老朽化による維持管理や建て替えなどにおいては、自由度の高い建築を望まれることもありますが、先ほどもお話した通り、住みよい住環境の保全のためには、現行の基準は必要であると考えています。

ただ一方で、この基準の施行から 10 年が経過しており、当時の状況とは異なってきていることも踏まえ、これまでの取り組みについて整理し、再評価するとともに、今後どうしていくべきかを改めて考えなければいけない時期に来ていると考えます。

ご提言にもございましたが、「ごんぼ積みを保全することにより、細い路地が残り、緊急車両の通行の妨げになってしまうこと」や「保全のために建築行為が制限されてしまうこと」などについては、市といたしましても課題であると認識しており、安全のための見直しは必要であると考えております。

ただ、安全のための見直しを進めていくためには、地元の理解というものも不可欠であり、ご協力いただくことが必要となってまいります。

これらのことから、今後、改めてワークショップや説明会を開催させていただき、地元の皆様のご意見もお伺いしながら、実情に沿った形で基準の見直しやエリアの設定について、再度検討を進めさせていただきたいと思います。

今後も、地域住民の皆さまの生命の安全と生活の利便性の確保を踏まえ、より良い方策を検討してまいりますので、よろしくお願いします。

提言（２） 車道幅員の拡張（県道 178 号線西からイオン各務原店に向かう道路）

<笠田町西自治会長>

川島方面からイオン各務原店に向かう神置町の榊丸杉付近の県道 178 号線（下中屋笠松線）と接続する一般道は、北から川島方面行きが鋭角になって進入が厳しいため、道幅の拡張を提言します。

この交差点はイオン各務原店ができたことから、川島や一宮方面から非常に多くの車両が利用する道路になりました。一般道北から川島方面へ行く時の県道 178 号線へ進入時の角度が鋭角になるため、県道 178 号線を通行する前方や後方からの車両確認が難しく、大変危険を感じています。

鋭角を回避するため、車両が垂直に進入できるスペースがなく、また、一般道の坂道が狭いので大型車両の通行時には、普通車両は停止あるいは最徐行しなければならないことから、幅員を拡張することでこれらの問題が解決されると思います。

○3 つの案

- 1) 堤防への進入角度を垂直にし、道幅を広くする。
- 2) 一方通行にする。
- 3) 信号機をつけてもらう。

<市長>

ご提案いただきました堤防道路（県道 178 号線下中屋笠松線）からイオン各務原店に向かう、神置町地内の堤防の坂道部分（市道稲 100 号線＝スチールロード）の道路拡張について回答します。

本路線の堤防坂道は、堤防道路に対して鋭角（10° 程度）で、勾配も急な坂道（縦断勾配 5.5%、基準値は 2.5% 以下）となっているため、堤防道路へ合流する際には非常に見にくく、安全かつ円滑に合流することができていない状況となっております。また、坂道以外の市道稲 100 号線（スチールロード）本線及び堤防道路は二車線道路となっておりますが、坂道のみ一車線道路となっており、大型車両が通過する時には、対向車とすれ違うことが難しい状態となっております。さらに、この交差点は西側のもぐり橋の信号交差点にも近く、堤防道路の交通量も多いため、絶えず渋滞しており、出入りのタイミングも難しく、危険な交差点であると認識しております。

そのため、市では令和 2 年度に道路設計業務を発注し、堤防道路への取り付けを鋭角から直角またはそれに近い角度で交差させること、交差点付近の勾配をできるだけ緩やかにすること、坂道の幅員を広げ二車線化することなどを盛り込んだ道路計画を立て、堤防の管理者である国と河川協議を行ってまいりました。

この計画を進めるにあたっては、堤防法尻（斜面の一番下側）に工場が隣接していることから用地上の制約があり、民地に影響が出ないような道路の形とした場合、堤防法尻の河川境界付近

に高さ 5m 程度の擁壁を設置しなければならず、現在、擁壁設置による堤防護岸の構造について協議を重ねているところです。今後も引き続き、粘り強く国との河川協議を行ってまいります。

現在、市では本計画と並行して、本路線の東側で市道稲 499 号線の整備を進めています。市道稲 499 号線道路は、金属団地東側を通る南北路線となりますが、現在、既設の道路を広げ二車線化を行い、堤防道路に新しく道路をつなげる計画を進めております。この新しい道路と堤防道路との接続部においては、堤防道路に合流するときの見通しを確保するため、取り付け角度を直角（90°）とし、公安委員会に対して、信号設置の要望も行っていきたいと考えています。

この市道稲 499 号線が完成すれば、岐阜市境から堤防道路での片側一車線の道路がつながり、南北交通のアクセス強化となり、また緊急輸送道路としての機能も確保され、交通量の分散も期待できることなどから、市道稲 100 号線（スチールロード）の交通混雑の解消効果も期待されます。現在は、地域住民の皆様との合意形成を図りながら用地交渉を進めており、令和 6 年度に、工事に着手する予定です。

この堤防をつなぐ 2 つの南北路線の道路改良事業を平行し進めながら、安全かつ円滑に通行できるよう道路整備に取り組んでまいります。

提言(3) 「川島憩いの広場」の再整備について

＜川島自治会連合会長＞

「川島憩いの広場」を、近隣住民の憩いの場や、子ども達の遊び場として再整備をお願いします。

この場所は川島小中学校グラウンドの東に位置し、川島地区の特徴である松林をそのままに残した公園です。

ただ、この公園の存在があまり知られていないのが現状であり、ここ最近では、近隣住宅に空き巣被害が発生するなど、防犯対策を求める声があがっています。また、「聖牛」を模したモニュメントを生かした、市民が憩う公園へ再整備をお願いします。

- ・松の整備、川島大橋の鉄骨を活用したベンチの設置をお願いします。

＜市長＞

市には、市民と行政が共有する緑に恵まれた美しいまちづくりに向けた目標・指針を定めた「各務原市緑の基本計画」があります。この計画では、緑の将来像として、川島地区を「川島の文化を保全し、次世代に継承する“木曽川の景観”」拠点としています。

この「川島憩いの広場」には、旧川島町の「町の木」が松であったことや、千本松原に代表される防風林としての松が植えられていたことから、川の中州に位置する川島の特徴や文化が表れています。また公園の東側には、「聖牛（せいぎゅう）」のモニュメントがあります。聖牛は水の勢いを弱め河岸の侵食を防止する構造物として、現在でも木曽川に設置されている箇所が多数あります。聖牛のモニュメントは“木曽川の景観”拠点に合致したものとなっています。

しかしながら、現在は園路を使って公園を通過する人が多く、松や聖牛を楽しめる公園として滞在していただけておりません。ご提案の再整備の際には、これらの歴史ある松林や聖牛を大切に保存する整備方針をもって検討する必要があります。

まずは、この公園の本来の美観を保つことが大事だと考えます。

現在、市では年 3 回の定期的な草刈作業と、ご要望等に基づく随時の樹木剪定などの植栽等維持管理を行っていますが、時期によっては低木の過剰な成育や、雑木（ざつぼく）の繁茂がみられます。公園の美観を保つためには、ほかの都市公園（200 程）の管理と同様に自治会の皆

様の協力を得て、ごみ拾いや草刈りなどの日常管理を行っていただくことや、パークレンジャー活動など、日常的な公園愛護活動の実施体制が整うよう、ぜひご検討いただければ幸いです。

ご提案の子どもたちの遊び場については、この公園の周辺にある川島町中央公園に6連ブランコと雲梯、河跡湖公園には、複合遊具とターザンロープ、鉄棒などの遊具が設置されています。また、隣接する川島小中学校グラウンドは防球ネットで囲まれており、ボール遊びや走り回れる広場として利用されている現状があります。

このようなことから緑豊かなこの地においては、公園名のとおり「憩いの場」として活用していくため、老朽化が進んだベンチや藤棚等について更新を進めてまいりたいと考えております。

その際には、川島大橋の鉄骨を活用したベンチを含め、最適な配置を地元の方々のご意見を伺いながら決めてまいりたいと思いますので、ご協力よろしくお願いします。

最後に、空き巣被害に対する防犯対策としましては、これまで点灯していなかった照明を補修し、5月19日より点灯させています。この照明灯も老朽化が進んでいますので、次回の更新時にはLED照明に変更してまいります。

これからも、地元の皆様のご意見をお伺いしながら、この歴史ある公園を守り育ててまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

<東雁場自治会長>

自治会内の意見として、自治会員でない方も恩恵を受けているから、防犯灯の電気代の支払いを自治会ではなく、市でお願いできないですか。

<市長>

街路灯と防犯灯の違いですが、街路灯は市が設置、管理を行っていますが、防犯灯については、自治会要望により市が設置を進めさせていただいております。

防犯灯につきましては、平成26年頃市内全域で8,888基をLEDに交換させていただき、電気料金は大幅に軽減させていただいております。今のところは自治会にてお支払いいただくことにご理解ご協力をお願いいたします。

<川島自治会連合会の自治会員>

身体が不自由なため、電動式シニアカーに乗って川島河田町西交差点西側にある「ゲンキー川島河田店」に入る時、歩道の西側に立っている信号機の鉄柱が歩道側に出ているため、信号機の鉄柱を下げて同じ歩道の幅にしてほしい。

<市長>

後ほど、場所を確認させていただき、ご回答させていただきます。

市政の説明

「ひとの活躍・まちの活気 しあわせ実感かかみがはら」

市政の概要、令和5年度新規事業について市長が説明。